

特定非営利活動法人ノンラベル 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ノンラベルという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市南区久世川原町 115 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、ひきこもり・不登校状態にある方、また広汎性発達障害(高機能に特化)のある方やそのご家族に対して、病理、状態、障がいの特性、適切な関わり方についての必要な学びを提供し、具体的な対応法を共に探求することを通して、生きづらさを緩和していく事業を行い、ひきこもり・不登校状態にある方及び広汎性発達障害(高機能に特化)の方の理解や自立生活支援、社会参加、啓発・普及に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)子どもの健全育成を図る活動
- (4)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)特定非営利活動に係る事業

- ①ひきこもり・不登校の家族援助月例家族会事業
- ②広汎性発達障害(高機能に特化)の家族援助月例家族会事業
- ③個別援助コーディネート事業
- ④講師派遣等コーディネート事業
- ⑤ひきこもり、不登校、広汎性発達障害(高機能に特化)に関する居場所援助事業
- ⑥ひきこもり、不登校、広汎性発達障害(高機能に特化)に関する学習講演会等事業
- ⑦ひきこもり、不登校、広汎性発達障害(高機能に特化)に関する研究会・研修会等事業
- ⑧ひきこもり、不登校、広汎性発達障害(高機能に特化)に関する援助者養成事業
- ⑨ひきこもり、不登校、広汎性発達障害(高機能に特化)に関する啓発・普及事業
- ⑩他機関の援助活動支援事業

- ⑪広汎性発達障害(高機能に特化)に関する出版事業
- ⑫障害者総合支援法にもとづく障害福祉サービス
- ⑬障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業
- ⑭障害者の就労支援に係る古物営業法に基づく古物の買取、販売事業
- ⑮その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2)利用会員 この法人の事業を利用する個人又は団体
- (3)賛助会員 この法人の目的に賛同する 18 歳以上の個人または団体

(入会)

第7条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1)正会員は、本定款を理解・承認し、会費を納めなければならない。
- (2)利用会員は、個別面談を受け、本定款を理解・承認し、会費を納めなければならない。
- (3)賛助会員は、本定款を理解・承認し、会費を納めなければならない。

2 会員として入会しようとするものは、会員の種別を記載した入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長はそのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人～10人
- (2) 監事 1人～2人

2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を副理事長としておくことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは又は理事長が欠けたときは、その職務を執行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後初の総会が終結

するまでその任期を伸長することができる。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新た

な義務の負担及び権利の放棄

- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、5月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 会費の額

(2) 総会に付議すべき事項

(3) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をする

ことができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 田井 美幸

副理事長 木下 秀美

理事 沖 千鶴

同 田井 敬三

同 伊丹佐和子

同 吉澤 紀子

同 金馬 宗昭

同 三溝 雄史

同 水溪 悠樹

同 定本ゆきこ

監事 戸嶋 道子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日からその事業年度末までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員(年会費)

・1,200円

(2)利用会員(年会費)

・58,800円 ※但し、通年の利用が困難な個人又は団体は24,000円とする。

(3)賛助会員

・1口10,000円(1口以上)

附則 この定款は定款変更認証の日から施行する。

附則 この定款は定款変更認証の日から施行する。

附則 この定款は定款変更認証の日から施行する。

附則 この定款は定款変更認証の日から施行する。

令和 8 年度事業計画書

特定非営利活動法人ノンラベル

1 事業実施の方針

令和 7 年度の活動実績及び令和 8 年度通常総会で承認された事業計画をもとに、既存事業を継続するとともに、定款変更認証及び古物商許可取得後、「障害者の就労支援に係る古物営業法に基づく古物の買取、販売事業」を開始し、就労継続支援 B 型利用者の作業機会の拡充と工賃向上を図ります。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従業者の人数	受益対象者の範囲及び人数
②広汎性発達障害(高機能に特化)の家族援助 月例家族会事業	アスペルガー障害など自閉症スペクトラム障害(高機能に特化)のある青年・成人のご家族 に対してレクチャー、グループワークを通して症状・状態についての学びと対応法についての 学び及び交流を提供します。	毎月第 2 土曜日 午後 1 時 30 分より	京都テルサ、事務所	10 名	自閉症スペクトラム障害(高機能に特化)をもつ成人の 家族会員など 約 50 名×11 ヶ月
③個別援助コーディネート事業	本人、ご家族の状態に応じて個別援助計画を立て、必要な機関等に紹介し、チームケアをす めます。	通年、随時	ノンラベル事務所	2 名	面談希望者 約 25 名×12 ヶ月
④講師派遣等コーディネート事業	学習会、研修会等への講師派遣をコーディネートします。	通年、随時	ノンラベル事務所	2 名	支援者、一般
⑤ひきこもり、不登校、広汎性発達障害(高機 能に特化)に関する居場所援助事業	会員である自閉症スペクトラム障害(高機能に特化)をベースに有しながら不登校、ひきこ もりの状態及び対人関係・社会生活スキルの獲得を必要とされる青年・成人で、居場所と いう集団の場での交流が可能な方に対して、対人関係トレーニングを行います。	毎週月曜～金曜日 午後 1 時 30 分～4 時	ノンラベル居場所	2 名	利用会員 約 3 名×12 ヶ月
⑥ひきこもり、不登校、広汎性発達障害(高機 能に特化)に関する学習講演会等事業	今年の開催予定は未定です。			0 名	一般
⑦ひきこもり、不登校、広汎性発達障害(高機 能に特化)に関する研究会・研修会等事業	スタッフや ASD 支援者養成講座修了者等を対象に、さらに実践的援助者として養成して いくために、ケースカンファレンス、研究会・研修会を開催します。	毎月	京都テルサ、事務所、他	約 20 名	月例会族会サポートスタッフ、支援者、一般
⑧ひきこもり、不登校、広汎性発達障害(高機 能に特化)に関する援助者養成講座	アスペルガー障害など自閉症スペクトラム障害(高機能に特化)を有する青年・成人により 生きやすい環境や関係性を提供するため、障害特性や対応法等を学び、援助に携わる援助 者を広く養成するため、ASD 支援者養成講座(第 18 弾)を開催します。	10 月	京都府商工会議所	15 名	一般・会員 約 250 名

令和 8 年度事業計画書(続き)

特定非営利活動法人ノンラベル

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従業者の人数	受益対象者の範囲及び人数
⑨ひざこもり、不登校、広汎性発達障害(高機能に特化)に関する啓発・普及事業	所屬及び関連団体・機関での活動をはじめとして、アスペルガー障害など自閉症スペクトラム障害(高機能に特化)についての啓発・普及に取り組みます。ホームページによる情報提供及び啓発・普及活動を行います。	通年、随時		3 名	全国
⑩他機関の援助活動支援事業	他機関の活動を支援。行政や精神保健福祉士養成等の教育機関の実習や委託事業の受け入れ、ヒアリング調査等への協力を行います。	通年		3 名	他機関
⑪広汎性発達障害(高機能に特化)に関する出版事業	2 冊の本の販売を中心に啓発・普及を行います。	通年		3 名	一般
⑫障害者総合支援法にもとづく障害福祉サービス	自立訓練(生活訓練)・就労継続支援 B 型の福祉サービスの提供します。	毎週月曜～金曜日 午前 10 時～午後 4 時	ノンラベル訓練・作業室	7 名	障害福祉サービス受給者証をお持ちで利用契約をされた方
⑬障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業	福祉サービス事業を利用するための計画相談および一般相談を行います。	通年、随時	ノンラベル事務所	1 名	障害福祉サービス受給者証をお持ちの方
⑭障害者の就労支援に係る古物営業法に基づく古物の買取、販売事業	就労継続支援 B 型利用者の作業機会の拡充及び工賃向上を図るため、障害者の就労支援の一環として古物の買取・販売を行います。物品の確認、清掃、撮影、出品情報の作成、梱包、発送等を利用者の状況に応じて作業として実施し、主としてインターネット上の販売サービスを利用します。	古物商許可取得後～年度末	事務所等	3 名程度	利用者、一般
⑯その他この法人の目的を達成するために必要とする事業	必要に応じて適宜計画・実施します。				

令和 9 年度事業計画書

特定非営利活動法人ノンラベル

1 事業実施の方針

令和 8 年度の事業実施状況を踏まえ、既存事業を継続するとともに、「障害者の就労支援に係る古物営業法に基づく古物の買取、販売事業」については、利用者の作業負担及び販売実績を確認しながら、無理のない範囲で通年実施し、継続・拡充を図ります。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従業者の人数	受益対象者の範囲及び人数
②広汎性発達障害(高機能に特化)の家族援助 月例家族会事業	アスペルガー障害など自閉症スペクトラム障害(高機能に特化)のある青年・成人・成人のご家族 に対してレクチャー、グループワークを通して症状・状態についての学びと対応法についての 学び及び交流を提供します。	毎月第 2 土曜日 午後 1 時 30 分より	京都テルサ、事務所	10 名	自閉症スペクトラム障害(高機能に特化)をもつ成人の 家族会員など 約 50 名×11 ヶ月
③個別援助コーディネーター事業	本人、ご家族の状態に応じて個別援助計画を立て、必要な機関等に紹介し、チームケアをす めます。	通年、随時	ノンラベル事務所	2 名	面談希望者 約 25 名×12 ヶ月
④講師派遣等コーディネート事業	学習会、研修会等への講師派遣をコーディネートします。	通年、随時	ノンラベル事務所	2 名	支援者、一般
⑤ひきこもり、不登校、広汎性発達障害(高機 能に特化)に関する居場所援助事業	会員である自閉症スペクトラム障害(高機能に特化)をベースに有しながら不登校・ひきこ もりの状態及び対人関係・社会生活スキルの獲得を必要とされる青年・成人で、居場所と いう集団の場での交流が可能な方に対して、対人関係トレーニングを行います。	毎週月曜～金曜日 午後 1 時 30 分～4 時	ノンラベル居場所	2 名	利用会員 約 3 名×12 ヶ月
⑥ひきこもり、不登校、広汎性発達障害(高機 能に特化)に関する学習講座等事業	今年の開催予定は未定です。			0 名	一般
⑦ひきこもり、不登校、広汎性発達障害(高機 能に特化)に関する研究会・研修会等事業	スタッフや ASD 支援者養成講座修了者等を対象に、さらに実践的援助者として養成して いくために、ケースカンファレンス、研究会・研修会を開催します。	毎月	京都テルサ、事務所、他	約 20 名	月例家族会サポートスタッフ、支援者、一般
⑧ひきこもり、不登校、広汎性発達障害(高機 能に特化)に関する援助者養成事業	アスペルガー障害など自閉症スペクトラム障害(高機能に特化)を有する青年・成人により 生みやすい環境や関係性を提供するため、障害特性や対応法等を学び、援助に携わる援助 者を広く養成するため、ASD 支援者養成講座を開催します。	10 月	京都府商工会議所	15 名	一般・会員 約 250 名

令和 9 年度事業計画書(続き)

特定非営利活動法人ノンラベル

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従業者の人数	受益対象者の範囲及び人数
⑨のこもり、不登校、広汎性発達障害(高機能に特化)に関する啓発・普及事業	所属及び関連団体・機関での活動をはじめとして、アスペルガー障害など自閉症スペクトラム障害(高機能に特化)についての啓発・普及に取り組みます。ホームページによる情報提供及び啓発・普及活動を行います。	通年・随時		3 名	全国
⑩他機関の援助活動支援事業	他機関の活動を支援。行政や精神保健福祉士養成等の教育機関の実習や委託事業の受け入れ、ヒアリング調査等への協力を行います。	通年		3 名	他機関
⑪広汎性発達障害(高機能に特化)に関する出版事業	2 冊の本の販売を中心に啓発・普及を行います。	通年		3 名	一般
⑫障害者総合支援法にもとづく障害福祉サービス	自立訓練(生活訓練)、就労継続支援 B 型の福祉サービスの提供します。	毎週月曜～金曜日 午前 10 時～午後 4 時	ノンラベル訓練・作業室	7 名	障害福祉サービス受給者証をお持ちで利用契約をされた方
⑬障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業	福祉サービス事業を利用するための計画相談および一般相談を行います。	通年・随時	ノンラベル事務所	1 名	障害福祉サービス受給者証をお持ちの方
⑭障害者の就労支援に係る古物営業法に基づく古物の買取、販売事業	令和 8 年度の実施状況を踏まえ、障害者の就労支援の一環として古物の買取・販売を通年で実施します。物品の確認、清掃、撮影、出品情報の作成、梱包、発送等を利用者の状況に応じて作業として実施し、取扱件数や作業負担、販売実績を確認しながら無理のない範囲で継続・拡充します。	通年	事務所等	3 名程度	利用者・一般
⑯その他の法人の目的を達成するために必要な事業	必要に応じて適宜計画・実施します。				

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人ノンラベル

(単位:円)

科目	金額
I 経常収益	
1. 受取会費	
会費収入	1,060,000
2. 受取助成金等	
受取地方公共団体補助金	1,600,000
3. 事業収益	
障害者福祉サービス収入	31,158,593
特定相談事業収入	1,149,711
就労支援活動収入	3,620,751
古物販売収益	150,000
4. その他収益	
受取利息	25,309
雑収益	259,471
経常収益計	39,023,835
II 経常費用	
1. 事業費	
(1)人件費	
役員報酬	4,476,643
給料手当(従業員)	8,768,817
賞与手当	1,307,831
法定福利費	2,287,026
通勤費	486,150
福利厚生費	191,581
賃金(B型)	3,620,790
人件費計	21,138,838
(2)その他経費	
期首棚卸高	12,800
期末棚卸高	-12,800
売上原価	0
諸謝金	149,127
接待交際費	26,161
車両費	154,044
通信運搬費	180,829
消耗品費	1,039,310
新聞図書費	10,934
修繕費	92,954
水道光熱費	493,580
地代家賃	3,321,815
リース料	1,146,299
減価償却費	421,295
保険料	647,643
諸会費	33,621
広告宣伝費	554,093
雑費	240,081
商品仕入費(古物営業)	60,000
販売手数料(古物営業)	15,000
発送費・梱包資材費(古物営業)	30,000
許可申請手数料・諸経費(古物営業)	29,000
その他経費計	8,645,786
事業費計	29,784,624
2. 管理費	

(1)人件費	
役員報酬	743,357
給料手当	1,456,079
賞与手当	217,169
法定福利費	379,767
通勤費	80,727
福利厚生費	31,814
人件費計	2,908,913
(2)その他経費	
広告宣伝費	114,707
接待交際費	8,556
旅費交通費	14,040
車両費	31,891
通信運搬費	37,436
消耗品費	215,154
リース料	237,302
修繕費	19,246
水道光熱費	49,358
地代家賃	332,185
新聞図書費	2,266
減価償却費	42,132
保険料	134,074
諸会費	6,961
租税公課	33,774
支払報酬費	1,369,650
諸謝金	30,873
雑費	78,503
その他経費計	2,758,108
管理費計	5,667,021
経常費用計	35,451,645
当期経常増減額	3,572,190
Ⅲ 経常外収益	
経常外収益計	0
Ⅳ 経常外費用	
固定資産除・売却損	7
経常外費用計	7
税引前当期正味財産増減額	3,572,183
法人税、住民税及び事業税	70,000
当期正味財産増減額	3,502,183
前期繰越正味財産額	24,336,444
次期繰越正味財産額	27,838,627

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人ノンラベル

(単位:円)

科目	金額
I 経常収益	
1. 受取会費	
会費収入	1,060,000
2. 受取助成金等	
受取地方公共団体補助金	1,600,000
3. 事業収益	
障害者福祉サービス収入	31,158,593
特定相談事業収入	1,149,711
就労支援活動収入	3,620,751
古物販売収益	600,000
4. その他収益	
受取利息	25,309
雑収益	259,471
経常収益計	39,473,835
II 経常費用	
1. 事業費	
(1)人件費	
役員報酬	4,476,643
給料手当(従業員)	8,768,817
賞与手当	1,307,831
法定福利費	2,287,026
通勤費	486,150
福利厚生費	191,581
賃金(B型)	3,620,790
人件費計	21,138,838
(2)その他経費	
期首棚卸高	12,800
期末棚卸高	-12,800
売上原価	0
諸謝金	149,127
接待交際費	26,161
車両費	154,044
通信運搬費	180,829
消耗品費	1,039,310
新聞図書費	10,934
修繕費	92,954
水道光熱費	493,580
地代家賃	3,321,815
リース料	1,146,299
減価償却費	421,295
保険料	647,643
諸会費	33,621
広告宣伝費	554,093
雑費	240,081
商品仕入費(古物営業)	240,000
販売手数料(古物営業)	60,000
発送費・梱包資材費(古物営業)	120,000
消耗品費・諸経費(古物営業)	40,000
その他経費計	8,971,786
事業費計	30,110,624
2. 管理費	

(1)人件費	
役員報酬	743,357
給料手当	1,456,079
賞与手当	217,169
法定福利費	379,767
通勤費	80,727
福利厚生費	31,814
人件費計	2,908,913
(2)その他経費	
広告宣伝費	114,707
接待交際費	8,556
旅費交通費	14,040
車両費	31,891
通信運搬費	37,436
消耗品費	215,154
リース料	237,302
修繕費	19,246
水道光熱費	49,358
地代家賃	332,185
新聞図書費	2,266
減価償却費	42,132
保険料	134,074
諸会費	6,961
租税公課	33,774
支払報酬費	1,369,650
諸謝金	30,873
雑費	78,503
その他経費計	2,758,108
管理費計	5,667,021
経常費用計	35,777,645
当期経常増減額	3,696,190
Ⅲ 経常外収益	
経常外収益計	0
Ⅳ 経常外費用	
固定資産除・売却損	7
経常外費用計	7
税引前当期正味財産増減額	3,696,183
法人税、住民税及び事業税	70,000
当期正味財産増減額	3,626,183
前期繰越正味財産額	27,838,627
次期繰越正味財産額	31,464,810